

令和6年度中山間地域等直接支払制度の事業実施状況は、次のとおりです。

1 中山間地域等直接支払制度の概要

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、国民の理解のもとに実施要領等を定め、平成12年度から中山間地域等直接支払交付金が交付されています。

2 集落協定の概要

令和6年度は、市内6つの集落が集落協定を締結しています。

これらの地域では、集落ごとの協定により、農道や水路の清掃、補修、草刈りなどを行うとともに、農用地の周辺林地の下草刈りなど、農用地の多面的機能を発揮・増進するための活動を実施しています。また、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る体制整備にも取り組んでいます。

3 協定農用地の基準別の面積及び交付額

| 地目 | 条件など | 対象農用地面積(㎡) | 交付額(円)     |
|----|------|------------|------------|
| 田  | 急傾斜地 | 513,873    | 10,791,333 |
|    | 緩傾斜地 | 487,012    | 3,896,096  |
| 畑  | 急傾斜地 | 0          | 0          |
|    | 緩傾斜地 | 13,820     | 48,369     |
| 草地 | 急傾斜地 | 0          | 0          |
|    | 緩傾斜地 | 0          | 0          |
| 合計 |      | 1,014,705  | 14,735,798 |

|               |         |           |
|---------------|---------|-----------|
| 棚田地域振興活動加算※   | 0       | 0         |
| 超急傾斜農地保全管理加算※ | 0       | 0         |
| 集落協定広域化加算※    | 0       | 0         |
| 集落機能強化加算※     | 0       | 0         |
| 生産性向上加算※      | 590,882 | 1,379,042 |
| 合計            | 590,882 | 1,379,042 |

※棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算は総面積の内数

4 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

| 集落名  | 集落協定 | 個別協定 | 農用地面積(㎡)  | 交付額(円)     |
|------|------|------|-----------|------------|
| 鷹生   | 1    | －    | 260,083   | 4,824,252  |
| 宿    | 1    | －    | 222,591   | 3,957,350  |
| 平山   | 1    | －    | 108,208   | 2,296,191  |
| 小通   | 1    | －    | 63,707    | 952,085    |
| 吉浜大野 | 1    | －    | 106,880   | 1,704,863  |
| 吉浜本郷 | 1    | －    | 253,236   | 2,380,099  |
| 合計   | 6    | 0    | 1,014,705 | 16,114,840 |

5 農業生産活動等の実施状況

(1) 農用地に関する事項

| 具体的に取り組む行為                                                                                | 該当協定数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。                                | 0     |
| ②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。                                               | 0     |
| ③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。                                  | 3     |
| ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。                                                  | 4     |
| ⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。                                                          | 5     |
| ⑥限界の農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。                                                       | 0     |
| ⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。                                                                  | 0     |
| ⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 | 0     |
| ⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化のため地場農産物の加工・販売を行う。                                                    | 0     |
| ⑩その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)                                                          | 0     |

(2) 水路・農道等の管理方法

| 施設名  | 管理方法    | 該当協定数 |
|------|---------|-------|
| ①水路  | ア) 水路清掃 | 6     |
|      | イ) 草刈り  | 6     |
|      | ウ) その他  | 0     |
| ②農道  | ア) 簡易補修 | 0     |
|      | イ) 草刈り  | 6     |
|      | ウ) その他  | 0     |
| ③その他 |         | 0     |

(3) 多面的機能を増進する活動

| 具体的に取り組む行為                                      | 該当協定数 |
|-------------------------------------------------|-------|
| ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。                        | 6     |
| ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。                | 0     |
| ③景観作物を作付ける。                                     | 0     |
| ④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。            | 0     |
| ⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。                         | 0     |
| ⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。                        | 0     |
| ⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。                 | 0     |
| ⑧粗放的畜産を行う。                                      | 0     |
| ⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 | 1     |
| ⑩その他（ ）                                         | 0     |

6 農業生産活動等の体制整備の実施状況

| 具体的に取り組む行為          | 該当協定数 |
|---------------------|-------|
| 令和6年度において地域計画を策定した。 | 6     |